

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童福祉法（以下「法」という。）に基づく一時保護決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮詢があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇センター所長（以下「処分庁」という。）が、令和6年7月29日付けの一時保護決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により請求人に対して行った〇〇さん（以下「本児」という。）に係る法33条の規定に基づく一時保護決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張し、その取消しを求めている。

請求人は〇〇で生まれてから愛情もって安全にやってきてることを〇〇市学校関係者が証人である。娘が落ち着けば話をしてくれる。娘をやさしく家庭で立派に育てたい。

施設（〇〇〇〇）にくる前までは二人で楽しく過ごしていた。ケイタイを長い時間やっていたので、やめなさいとかよく言っていたが、そのことしか娘には言っていない。請求人は15年間大事に安全に育ててきて虐待はやっていないので学校の方に聞いてもらいたい。娘は施設のことで〇〇になって飛び出してしまい、今は普通になり、請求人に怒られるとか考えてしまっていると思う。請求人は、父親としていろいろ反省をして、言葉によく気をつけて、娘が笑顔で生活できるよう警察や児童相談所の方に指導・相談されながら、家庭復帰をお願いしたい。

### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

## 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 7年 1月30日	諮問
令和 7年 3月18日	審議（第98回第2部会）
令和 7年 4月28日	審議（第99回第2部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

#### (1) 要保護児童に係る通告・措置

ア 法25条1項は、要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならないと規定している。

そして、法26条1項は、児童相談所長は、法25条1項の規定による通告を受けた児童及びその保護者等について、必要があると認めたときは、法26条1項各号のいずれかの措置を採らなければならぬものとし、同項1号として、法27条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告することと規定している。

これを受けて、法27条1項は、都道府県は、法26条1項1号の規定による報告のあった児童について、法27条1項各号のいずれかの措置を採らなければならぬと規定している。

イ 児童虐待の防止等に関する法律（以下「虐待防止法」という。）6条1項は、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならないと規定している。

そして、同条2項は、1項の規定による通告は、法25条1項の規定による通告とみなして、法の規定を適用すると規定している。

## (2) 一時保護

ア 法33条1項は、児童相談所長は、必要があると認めるときは、法26条1項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができると規定し、法33条2項は、都道府県知事は、必要があると認めるときは、法27条1項又は2項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができると規定している。

イ この「必要がある」場合については、「一時保護ガイドライン」(平成30年7月6日付子発0706第4号厚生労働省子ども家庭局長通知)Ⅱ・2・(2)・アでは、緊急保護を行う必要がある場合として、「虐待等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合」等を挙げ、同・イでは、アセスメントのための一時保護の在り方として、アセスメントのための一時保護は、「適切かつ具体的な援助指針（援助方針）を定めるために、一時保護による十分な行動観察等の実施を含む総合的なアセスメントを行う必要がある場合に行う」としている。

ウ そして、一時保護の要件が「必要があると認めるとき」との文言で規定されていること及び児童の福祉に関する判断には児童心理学等の専門的な知見が必要とされることからすれば、児童に一時保護を加えるか否かの判断は、都道府県知事ないしその権限の委任を受けた児童相談所長の合理的な裁量に委ねられていると解するのが相当であり、児童相談所長等が上記裁量を逸脱し又は濫用した場合に限り、一時保護処分を行ったことが違法となるというべきである（東京地方裁判所平成27年3月11日判決・判例時報2281号94頁参照）とされている。

エ なお、東京都知事は、法27条1項、28条1項及び33条2項に係る権限を、法32条1項、地方自治法153条2項並びに児童福祉法施行細則（昭和41年東京都規則第169号）1条1項1号及び5号の規定に基づき、児童相談所長に委任している。

### (3) 児童虐待

児童虐待の定義につき、虐待防止法は、①児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること（2条1号）、②児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと（2条4号）を挙げている。

「子ども虐待対応の手引き（平成25年8月改正版）厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課編」は、一時保護の第一の目的は子どもの生命の安全を確保することであり、単に生命の危険にとどまらず、現在の環境におくことが子どもの安全な家庭生活を確保する上で明らかに問題があると判断されるときは、まず一時保護を行うべきであるとし、必要とされる場合は、躊躇せず一時保護を行い、その上で虐待の事実等を調査するということが子どもの最善の利益にかなうといえる（第5章・1）としている。このため、一時保護は、虐待の存在が疑われる場合にも行い得ると解される。

## 2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、警察署から本件通告を受けた区児相から、請求人らが〇〇区で生活保護を受けていることを理由に本児らの移管の相談を受け、移送された本児について、一時保護を行ったことが認められる。

児童相談所長は、必要があるときは、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行うことができるとされ（1・(2)・ア）、この「必要があるとき」の判断は児童相談所長の合理的な裁量に委ねられていると解されている（同・ウ）ことからすれば、処分庁が、請求人からの暴言・暴力を訴える本児についてその安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、また、本児の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握する必要があると判断し、本児の一時保護を行ったことに不合理な点はない。

したがって、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

## 3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり、本児に虐待はしていないなどと主張して本件処分の取消しを主張する。

しかし、一時保護は、虐待の存在が疑われる場合にも行い得ると解されるところ（1・(3)）、本件通告の内容は、請求人による虐待の存在を十

分に疑わせるものであり、このことは、本児が一時保護の際に、都児相の担当職員に対し述べた内容からも裏付けられる。そして、本件処分に違法又は不当な点は認められないことは上記2で述べたとおりである。

したがって、請求人の主張には理由がない。

#### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤眞理子、筑紫圭一、中村知己